

①

議 案 書

教育委員会
令和7年4月定例会

議 事 日 程

- | | | |
|-------|---|-----------|
| 日 程 1 | 第 7 号報告 ……………
長崎市出島史跡整備審議会の審議結果に
ついて | P 3 ~ 5 |
| 日 程 2 | 第 8 号報告 ……………
長崎市図書館運営協議会の審議結果につ
いて | P 6 ~ 8 |
| 日 程 3 | 第 1 7 号議案 ……………
長崎市外海の石積集落景観整備活用委員
会委員の委嘱について | P 9 ~ 1 2 |
| 日 程 4 | 第 1 8 号議案 ……………
教職員の人事に関する内申について | (別 冊) |

第7号報告

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について

令和7年3月26日に開催した長崎市出島史跡整備審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和7年4月23日提出

長崎市出島史跡整備審議会
会長 姫野 順一

理 由

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について、長崎市出島史跡整備審議会規則第10条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

第29回 長崎市出島史跡整備審議会 審議結果

1 日時 令和7年3月26日（水）13：30～15：30

2 場所 長崎市役所5階第1委員会室・第2委員会室

3 出席者 委員 23名中 18名出席

事務局 10名出席（オブザーバー1名含む。）

4 報告事項

（1）第IV期復元整備事業について

（2）建造物等の改修事業について

（3）総括報告書の作成について

（4）東側整備計画の検討について

（5）護岸石垣の保存管理について

（6）企画展について

5 審議事項

（1）史跡「出島和蘭商館跡」の保護に関する提言（案）

「 参 照 」

○長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第 2 条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）
は、別表第 1 のとおり附属機関を設置する。

〔 以下、略 〕

別表第 1 （第 2 条関係）

附属機関の属する 執行機関等	名称	担 任 事 務
〔 中 略 〕		
教育委員会	長崎市出島史跡整備審議会	出島和蘭商館跡の整備に 関する重要事項の調査審 議に関すること。
〔 以下、略 〕		

○長崎市出島史跡整備審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第 1 0 条 会長は、審議を終わったときは、速やかにその結果を教育委員
会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 8 号報告

長崎市図書館運営協議会の審議結果について

令和 7 年 3 月 1 2 日に開催した長崎市図書館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 4 月 2 3 日提出

長崎市図書館運営協議会

会長 浜口 美由紀

理 由

長崎市図書館運営協議会の審議結果について、長崎市図書館条例施行規則第 4 4 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

長崎市図書館運営協議会の審査結果

- 1 日 時 令和7年3月12日(水)10時00分から12時00分まで
- 2 場 所 長崎市立図書館3階 会議室
- 3 出席者 委 員 10人中9人出席
事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、同課係長、
同課職員3人
指定管理者 市立図書館長、同副館長2人

4 審議概要

- (1) 令和6年度事業実績(7月～1月)について
- (2) 令和7年度事業計画について
- (3) 施設整備について

5 主な意見

- (1) 利用者数・貸出数が減少傾向にあるので、リピーターを増やすために、ブックトークやビブリオバトルなど貸出につながるイベントの開催や、新刊展示におすすめのコメントを付けるなどの工夫をしてはどうか。V・ファーレンやヴェルカの選手のおすすめ本を紹介するコーナーもあるといい。
- (2) 自動閉架書庫や返却本仕分け機が稼働している様子は、大人が見ても面白いが普段見ることができないので、動画で配信したりバックヤードツアーの回数を増やすと、図書館に興味を持つきっかけになるのではないか。
- (3) 図書館の前庭でおはなし会などのイベントをすると、通行人の目に

つくので、新たな利用者の増加につながるのではないか。

(4) 長崎の歴史のアーカイブを残すことも図書館の役割ではないか。

(5) 大河ドラマの影響で江戸文化についての本が多く出版されている。

長崎は江戸時代に関する名所も多いので、町おこしと絡めて本の紹介ができないか。

「 参 照 」

○ 長崎市図書館条例（抜粋）

（図書館運営協議会の設置）

第 1 9 条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市図書館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第 4 4 条 条例第 1 9 条に規定する長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕